

標 題 栃木県入札適正化委員会(第1回)の概要について

(概要)

栃木県入札適正化委員会(平成22年度第1回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成22年6月25日(金)午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授  
 委員 赤塚 朋子 宇都宮大学教育学部教授  
 委員 大川 容子 弁護士  
 委員 阪口 勉 弁護士  
 委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授  
 (委員数 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,476件  
 抽出案件 5件(内訳) 一般競争入札 2件  
 指名競争入札 2件  
 随意契約 1件
- 6 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 次長あいさつ
  - (3) 議事
    - ・報告事項
    - ・審議事項
  - (4) その他
  - (5) 閉会
- 7 議事等の概要
  - (1) 報告事項
    - ① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について  
 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。  
 また、再苦情処理については、今回は該当ない旨報告した。
    - ② 抽出事案の選定理由について  
 阪口委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。
  - (2) 審議事項
    - ①「平成21年度森林整備林道事業 開設工事」について
      - ・工事箇所 那須郡那須町大字寄居
      - ・環境森林部県北環境森林事務所発注
    - ②「平21県営経営体基盤田中池ノ尻第2工区圃整工事」について
      - ・工事箇所 鹿沼市下沢地内
      - ・農政部上都賀農業振興事務所発注
    - ③「道路標示工事」について
      - ・工事箇所 宇都宮市今泉町2996-2 宇都宮東警察署管内外
      - ・警察本部会計課発注
    - ④「舗装工事3・4・2黒袴迫間線その5(国庫街路緊道街路合併)」について
      - ・工事箇所 3・4・2黒袴迫間線 佐野市若松町
      - ・県土整備部佐野土木事務所発注

⑤「硬式野球場スコアボード修繕工事 総合運動公園その1(地活経交)」について

- ・工事箇所 総合運動公園 宇都宮市西川田
- ・県土整備部公園事務所発注

(4) 審議結果について

いずれの審議案件とも概ね適正であると認められた。(詳細は、県土整備部監理課ホームページに掲載)

問い合わせ先 県土整備部監理課

所管課	発 表 者		担 当 者		
	職 名	氏 名	職 名	氏 名	電 話
監理課			課長補佐	中川 雅之	2388

第3日曜日は  
ふれあい育む「家庭の日」

(別紙)

## 1 審議事項での主な質疑

(審議案件1について)

①Q 同一工区内でこれまで同様の工事を落札している場合、今回の入札に影響を与えますか。

A 通常は落札した工事が施工中の場合は入札に参加できませんが、工事が完了し、今回の参加条件を満たす場合は参加することができます。

②Q 林道での施工実績が参加条件となりますか。

A 今回の参加条件は公共工事の土木一式工事を施工した実績になりますので、林道の施工実績としては参加条件に設定していません。

(審議案件2について)

③Q 施工計画では、自然環境への負荷軽減を評価していますか。

A 設計の中で自然環境へ配慮した工法を採用しているため、施工計画での評価対象としていません。

④Q 工法を採用するにあたって、留意すべきことがありますか。

A 自然環境に配慮しながら、地域住民の方々の意見も工法に反映させています。

(審議案件3について)

⑤Q 該当工種の参加資格者を指名の候補者とするのですか。

A 塗装工事の資格者のうち、路面標示工事が施工可能な者を指名の候補者としています。

⑥Q 市町村道の道路標示も警察本部で発注していますか。

A 道路標示については、基本的に警察本部が発注しています。

(審議案件4について)

⑦Q 技術的適正はどのように判断していますか。

A 「栃木県建設工事請負業者指名選定取扱方針」及び運用基準に基づき判断しています。

⑧Q 今回の工事箇所は、施工が難しい場所ですか。

A 施工箇所がアンダーパス部分であるため、通常の舗装工事より難易度が高いと考えられます。

(審議案件5について)

⑨Q 施工後に維持管理が必要な工事については、施工後数年間のメンテナンス契約とすることはできませんか。

A 予算は単年度主義が原則であり、また、予算に限りがあるため、修理が必要になった際に発注することになります。

⑩Q 電気機器の修繕工事は、随意契約で発注する機会が多いのですか。

A 今回の入札は、現在使用中のスコアボードを修繕しながら施工するため、機器に精通した者でないと施工ができない状況でした。

## 2 その他

次回の審議案件抽出は、宮澤委員が担当することになり、11月に開催する予定となった。